

## 習志野市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金の申請の概要

習志野市では介護保険サービスに係る雇用確保及び従業者の資質の向上並びに介護保険サービスの安定供給に資するため、介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の修了者で習志野市内の介護保険サービス事業所に介護職員として従事している場合、資格取得に係った研修費用の一部を助成します。

### 【補助の対象者】

以下全ての要件を満たす方

- ① 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修を補助金申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に研修を修了している方  
(令和4年度対象者は令和3年4月1日以降に研修を修了している方)
- ② 研修修了後、市内の介護保険サービス事業所に3か月以上就業し、現在も就業している方  
※ 一部の介護保険サービスは対象外
- ③ 就業先の介護保険サービス事業所の運営法人に直接雇用されている方  
※ 派遣は対象外
- ④ 他の公的制度による助成を受けていない方

### 【助成額】

研修費用の半額

(初任者研修 50,000 円、実務者研修 100,000 円を上限とします。)

※初任者研修・実務者研修に係る研修受講料及びテキスト代が対象です。

※介護員養成研修事業者又は就業している介護保険サービス事業所からの当該研修に対する助成費用を除いたもの(自己負担分)が補助金対象額となります。

### 【提出書類】

- ① 習志野市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 研修課程の修了を証する書類(写し)
- ③ 研修費用の領収証(写し)
- ④ 就業証明書(第2号様式または就業先の法人より発行されたもの)
- ⑥ 習志野市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付請求書(第3号様式)
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

### 【申請期限】

当年度2月末日(令和4年度は令和5年2月28日まで)

### 【提出方法】

窓口または郵送により提出してください。